外

改める。 を 「を を 「総務班」 「総務班」に、第十五条の表中 第八条の二に次の一項を加える。第七条の二第二項及び第三項を削る。 第十四条第二項の表中 第七条中 推進室 国民スポーツ大会 全国植樹祭推進室自然環境課 国際課 航空企画推 変通政策課 令和七年三月三十一日||山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。||山県規則第三十号 玉 子ども未来課に、 ス 自然環境課 山 県 岡 山 ポ 「第二十五条の六」を 政組行 ツ 「県民生活交通課」 織規則 課 「県民生活交通課」を 開く昭和 中「県民生活交通課」を「県民生活課」に改める縁むすび応援室を置く。 総務企画班 芸 総務企画班 空路班班 企 自然保護班 玉 画班 際交流貢献 四十 交流貢献 部 を「県民生活課」 「第二十五条の七」 空港 班班 班班 ---年 改 班 競 競技力向 競技力向上 式典行事班自然公園班 自然 É 岡山県規則第三十二号)止する規則 伊 同 岡山県知事 伊 同 「県民生活課」 公園 海外渡 海 典班 に、 に改める。 招待接遇班 班 「市町村課」 「交通政策班 原 0) 事業推進班 一部を次のように改正 を 交通政策課」「市町村課 総務班」 太

に

岡山県公報 令和7年3月31日 号外

支

第五号から第八号までを削り、 第十一号中「及び交通対策」を削り、同号を同条第七号とする。 第二十四条(見出しを含む。)中「県民生活交通課」を「県民生活課」に改め、 同条中第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、

第二十五条の四を第二十五条の五とし、第二十五条の三を第二十五条の四とし 五条の二の次に次の一条を加える。 る施策」を削り、 施策」を削り、同条を第二十五条の七とし、第二十五条の五を第二十五条の六とし、第二十五条の六第七号中「地域福祉課」を「他課」に改め、同条第十二号中「に関す

第二十五条の三 地域公共交通の維持・確保対策の総合調整に関すること。五条の三 交通政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 地域公共交通の利用促進に関すること。
- 自家用有償旅客運送に関すること。
- 自動車運転代行業に関すること。
- その他他課の分掌に属しない交通対策に関すること。
- 第二十六条の二に次の一号を加える。
- 太陽光発電事業技術審査会に関すること。

- 第二十九条の二第二号中「がん対策」の下に「及び循環器病対策」を加える。
- 第三十一条の五第一項第一号中「こと」の下に「(子ども未来課縁むすび応援室 \mathcal{O}
- 2 子ども未来課縁むすび応援室においては、出会い・結婚支掌に属するものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。 出会い・結婚支援に関する事務をつかさ
- 第四十二条中第二十二号を第二十四号とし、 外国人材等支援推進計画の策定及び変更に関すること。 第二十一号の次に次の二号を加える。
- 外国人材等への支援を総合的に推進するための協議会に関すること。

	会	百八号)第十四条の規定による公害に公害紛争処理法(昭和四十五年法律第一
	:	に属する事務仲裁その他同法の規定によりそのる紛争についてのあつせん、調停
「を		
-	会岡山県公害審査	限に属する事務び仲裁その他同法の規定によりその権係る紛争についてのあつせん、調停及係る紛争についてのあつせん、調停及の規定による公害に
	岡山県太陽光発	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を

電事業技術審査 促進する条例(令和元年岡 設の設置等に関する事項の調査審議に四十七号)の規定による太陽光発電施

進課 社会推

に改める。

第百四十一条中第六号を削り、第七号を第同表備中県民局の項中「管理班」を「第一班 第百三十条の表備前県民局 0 項中 「河川激甚災害対策班」を「河川災害対策 第二班」に改める。 班

第七号を第六号とし、 第八号から第十六号までを一号

を一号ずつ繰り上げ、 十二号までを一号ずつ繰り上げる。 第百四十二条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十号まで 同条第十項中第七号を削り、 第八号を第七号とし、 第九号から第

第百五十九条の二の表倉敷児童相談所の項中

	_	
課子ども相談第二	課子ども相談第一	子ども相談課
	地域支援班 初期対応班	応班 地域支援第二班 初期対
		を
- 親子 支援		

班

発達支援班」を 「心理支援第一班 心理支援第二班」に改める。

課」に改め、同条第五項中第百五十九条の三第一項中 「子ども相談課」を「子ども相談第一 「子ども相談課」を「子ども相談第一 課、子ども相談第二課及び子ども相談第

第二百四条第三項第三号中「食品、」を削り、 機能材料」に改める。 同条第四項第三号中 「機能材料」

同条第三項第一号中「及び和牛の飼養管理」を「の改良及び繁殖」に改め、 研究及び調査」に改め、同項第三号中「牛受精卵の作成」を「和牛の精液採取」に改め、 び豚」を削り、同項第二号中「及び豚の精液採取及び譲渡」を「の飼養管理に係る試験、 び草地に係る試験、研究及び調査」に改め、同条第二項第一号中「乳用牛、」及び「及 第二百十条の七第一項第五号中「飼料及び堆肥の検定及び成分分析」を「飼料作物及 「飼料作物及び草地」を「乳用牛の飼養管理」 同項に次の一号を加える。

第二百六十四条の二を次のように改める。三 牛受精卵の作成及び譲渡に関すること。

第二百六十 四条のニ 岡 山空港管理事務所に、 次の課を置く。

第二百六十四条の三第三項中 「空港整備班」 を 「空港整備課」

1

2 部を次のよ

◎岡山県規則第三十一号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和七年三月三十一日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡 Щ 県 知

事

伊

原

木

隆

太

岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中 「前二項」を「前三項」に改め、 同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

されている合議先に加え、財政課長を経由し、総務部長に合議するものとする。 第一項の規定にかかわらず、議会に提出する事案であつて、別表第一①及び別表第三の決裁区分が知事又は副知事となつているものについては、これらの表の「合議先」欄に示

中13を14とし、2から12までを一ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。 別表第一(1)2の項1中「及び満則」を削り、 同1の合議先欄中「母母瑞畑」を削り、 同1の備考欄中 ·行政改革推進室長へ 財政課長への合議は、 弱る。 の合議は、組織に関 予算に関するものに するものに限る。 人事に関するものに 人事課長への合議は を 行政改革推進室長へ 限る。 の合議は,組織に関 するものに限る。 人事課長への合議は 人事に関するものに に改め、 同項

0

規則の制定改廃

等級が行政職給料表 3級以上の職員及び

限る。 人事課長への合議は、 人事に関するものに

票录

総務学事

・行政改革推進室長へ

財政課長への合議は の合議は、組織に関 するものに限る。 予算に関するものに

財政課長

推進室長 行政改革 人事課長

服る。

	開売く心臓たべいて、						
	11 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
	者はセイニクショ						
	知事となっているも						
	裁区分が知事又は副						
	4 別表第1(1)の決	に限る。					
	に限る。	が10万円以上のもの					
	が10万円以上のもの	合議は, 1件の金額			L		
	合議は,1件の金額	3 負担金についての			_		
に改める。	を 3 負担金についての	を経由すること。	「1 億円」を「2 億円」に改め、	同表付表中「1	に改め、		理班長
	R	ついては, 財政課長					主管課経
	ついては, 財政課長	となっているものに			: 		「
	となっているものに	2 合議先が総務部長					
	2 台議先が総務部長	ПÌ					
	П	いては、財政課長へ					
	いては、財政課長へ						
		1 復務負担1億の教					
	介に思れれること	1 / 排裝在古行地 / 基					
	1 債務負担行為の執						
							1
	•	同 2 (2) 中	○に改め、	林	を一川管課長	•	
					_		
					L		
		[] 埋妣長		_	_		
、同項2(1)中	ここに改め、	を出筒課剤		(2) 中	に改め、同1②中	0	主管課長
			TTTTT	「	<u> </u>	 -	「
<u> </u>		7					
<u>を</u>	•	8、同表19の項1①中	「12の項」を「14の項」に改め、	同表15の項1中	に改め、	「1,000万円」を「2,000万円」	め、 同 1 (5) 中
i		 - 					
を「3,000万円」に改	同表13の項1仏中「2,000万円」を「3,000万円」に改	「1 簿田」を「2 簿田」に改め、	「3/蘇田」に改め、同1/5中「1/8	を	め、同14中「2億円」	「3 癲円」を「4 癲円」に改め、	項1(3)中「3:
						_	
					ない。		
				57	を受けなければなら		
				認	じめ人事課長の承認		
繰り上げ、同表12の	同項中5を削り、6を5とし、7から31までを一ずつ繰り上げ、同表12の	に改め、同項中5を削り、6	1~	かを	については、あらか	別表第一(1)3の項3の備考欄中	別表第一(1)
					これに相当する職員)

別表第二⑴4の項の備考欄中	・
別表第二(3)4の項の備考欄中「・冷別表第二(2)1の項(1)中「1)適円」を項の備考欄中「・からかじめ当無の乗	4の項の備考欄中「・冷付霽迴については,あらかじめ笛事の承認を承けなければならない。」を削り、同表5の項の備考欄及び同表3の項②の備考欄中「・あらかじ1の項①中「1廊田」を「2廊田」に改める。「・あらかじめ笛事の承認を承けなければならない。」を削る。
表第三総	〒「峩10糸」を「峩9糸」に改め、同1②中「峩17糸」を「峩15糸」に改め、同1中③を削り、同1④中「雫茯莊人」の次に「ほ」を削り、同表33の項①中「3癬円」を「4癬円」に改める。
152条第5項の規定により設置された法人:第52条,第64条」を「第109条,第126条,別表第三人事課の部2の項中2を削り、	や舎む。以下100嵐において同じ。)」を加え、「第45条,第64条」を「第10第12条」に改め、同5を同1④とする。
別表第三財産活用課の部5の項1中	中 地 を に改める。
別表第三市町村課の部5の項中「計別表第三県民生活交通課の部中「県別表第三税務課の部9の項1中「13	「対人番翾諦揌」の次に「及び附細対人翻翾禘揌」を、「꽭30彩の35」の次に「,꽭30彩の44の13」を加え、同部の次に次のように加える。「県民生活交通課」を「40)過」に改める。「「13の過」を「140 過」に改める。
交 1 鉄道事業法 (昭和61年法) 通 律第92号)の施行に関する 政 事務 課	去 1 他人の土地への立入り又は土地の一時使用に伴う損失補償に関 ○ 5 する協議が調わない場合又は協議することができない場合の裁定 (第22条第5項) ○
別表第三脱炭素社会推進課の部1の	の項中4を9とし、3を8とし、2を7とし、1を6とし、同6の前に次のように加える。
	1 地域脱炭素化促進事業計画の認定,変更の認定及び認定の取消 し(第22条の 2 , 第22条の 3 , 第22条の 5)
	2 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る関係行政機関の長及 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

令和7年3月31日 岡山県公報

する事務

年法律第18号)の施行に関

2

風

条第5項第1号,第2号,第3号,第11条第8項,第12条第4 連携増進活動実施計画の認定及び変更の認定に係る同意(第9

 \bigcirc

		第22条の3第4項,第5項,第22条の5)	<u> </u>	<u> </u>			
		3 地域脱炭素化促進事業計画に係る指導及び助言(第22条の5, (第22条の15)					
		4 地域脱炭素化促進事業計画に係る報告の徴収(第22条の 5 ,第 02条の16) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
		5 地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る市町村 (第22条の5第2項)		 	 		
同 中 別 別 別 表 祭 の 別 表 祭 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	別表第三環境管理課の部1の項を削る。別表第三環環境で理課の部6の項1及びの別表第三債環型社会推進課の部7の項1別表第三環境管理課の部20項を削る。	別表第三環境管理課の部1の項を削る。 門表第三情環型社会推進課の部7の項1中「第22糸の2第4項第8串,第22糸の3第5項」を「第22糸の2第4項第10号,第22糸の3第5項,第22糸の4第2項」に改め、同項の別表第三環環型社会推進課の部7の項1中「第22糸の3第5項」を「第22糸の2第4項第11号,第22糸の3第5項,第22糸の3第5項,第22糸の3第5項」に改める。 「別表第三環境管理課の部1の項を削る。	5 項,第22 0°指定管理	2条の4角 担鳥獣対3	第22条の4第2項」に改め、 三管理鳥獣対策事業に係る」に	%30」に改め、同項 2	ø) 垻 ` 2
	10 地域における生物の多様 性の増進のための活動の促 進等に関する法律(令和 6	1 増進活動実施計画の認定及び変更の認定に係る同意(第9条第 5 項第1号,第2号,第3号,第10条第6項)					

別表第三疾病感染症対策課の部5の項1の合議先欄中「洞凩缶畄及爲端垠」を「及爲及澵瑞垠」に改める。 別表第三健康推進課の部中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から11の項までを一項ずつ繰り上げる。 別表第三医薬安全課の部8の項中3を4とし、2の次に次のように加える。

4 指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の交付(第28条)	3 小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証の交付(第 19条の22)
0	0

別表第三指導監査課の部10の項1に次のように加える。

	② 変更の届出の受理(第29条第1項)		<u> </u>	県民局長
別表第三指導監査課の部10の項2に次のように加える。	伏のように加える。			
	⑸ 変更の届出の受理(第29条第1項)		〇 場	県民局長
別表第三長寿社会課の部中5の項を削ら(1)までを三ずつ繰り上げ、同部中10の別表第三子ども家庭課の部1の項1中	「及び児歯突屈対滅やソター」を「,児歯突屈対滅やソター及び囲鑑対滅やソター」に改め、「及び児歯突屈対滅やソター」を「,児歯突屈対滅やソター及び囲鑑対滅やソター」に改め、	(1)	までを削	削り、 (4) (4) (5) (5)
別表第三畜産課の部9の項2及び3中	中「酪農事業施設」を「焦約酪農地域における酪農事業施設」に改め、同項中5を7とし、4を6とし、	!	に次のト	3の次に次のように加える。
	4 指定地域における酪農事業施設の新設又は変更の届出の受理及 び当該届出をした者に対する勧告(第13条)			県民局長
	5 集約酪農地域又は指定地域における酪農事業施設の事業の開始。 廃止又は休止の届出の受理(第14条)		〇 遍	県民局長
別表第三畜産課の部中3の項を削り、	29の項を30の項とし、28の項を削り、27の項を28の項とし、同項の次に次のように加える。			
29 畜産特別支援資金融通事	1 畜産特別資金融通事業に関する事務			
来夫旭安棡(牛/X,45年-44辰 畜機第4699号)の施行に関 ナミ事務	(1) 経営改善計画及び支援計画の承認	0		
9 年 第	(2) 経営改善計画及び支援計画の承認の取消し	0		
	2 家畜疾病経営維持資金融通事業に関する事務	 	1 1 1 1 1 1	
	(1) 経営維持計画の承認(借入計画額が2,000万円以下(個人) 又は8,000万円以下(法人)のものに限る。)	0	1 1 1 1 1 1	
				_

別表第三畜産課の部中26の項を27の項とし、13の項から25の項までを一項ずつ繰り下げ、12の項の次に次の一項を加える。

2

経営維持計画の承認の取消し

				13 養蜂振興に関する事務
(1) 巣門の閉鎖又は巣箱の撤去命令(第6条)	岡山県蜜蜂転飼条例(昭和25年岡山県条例第2号)の施行に関5事務	(第9条)	(1) 蜜蜂の飼育の届出の受理(第3条)	1 養蜂振興法(昭和30年法律第180号)の施行に関する事務
0			 	
		! ! ! !		
		〇 海	〇 海	
		. 民局長	県民局長	
		! ! ! ! ! !	 	

別表第三耕地課の部に次の一項を加える。

東民	編 同									立入検査等(第6条)	ω	
思果 現	倫 同	0	 	i 	i I I I	 	 		. (第5条)	所有者等が不明の場合の措置(第5条)	選出 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	9米月、19年・十四日米米 例第67号)の施行に関する 2 事務
前県民	編 同 迪 東		1 1 1 1	! ! ! !	<u> </u> 	i !	! ! ! !	 		監督処分(第4条)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14 岡山県児島湖面における 1 船舶の放置等の防止に関する 7条例(全和7年岡山県条

転に係る契約」を「に係る賃貸借又は使用貸借」に改め、同13を同項12とし、同項14中「又は使用貸借」を「,使用貸借又は農業経営等の券託」に改め、同14を同項13とし、 構集積協力金交付事業」の次に「,農塂活用促進事業」を加える。 の項6中 化あっせん基準」に改め、 京紫銀三艦な띯賦器の記5の頃6中「農地移動適正化あつせん事業実施要綱」や「農地移動適正化あっせん事業実施要領」以、「農地移動適正化あつせん基準」や「農地移動適正 「第8条第3項」を「第8条第1項」に改め、同項10及び11中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、 同部15の項1中「第22条の3第5項」の次に「,第22条の4第2項」を加え、同部17の項2中「第17条の57第4項」を「第17条の64第4項」に改め、同部22の項1中「藤 同語6の項1中「第3条の2第4項」を「第3条の2第5項」に改め、 同語11の項2中「及び業務の委託の承認」及び「,第22条第2項」を削り、 同項中12を削り、 同項13中「の設定又は参 同 部 12 同項中

別表第三林政課の部22の項1中「に係る補助金」を「,持続可能な森林経営強化支援事業に係る補助金」に改める。 別表第三治山課の部11の項1及び2中「辦22米の3 瓣 5 掻」の次に「, 瓣22米の4 瓣 2 掻」を加え、同部中13の項を削り、 14の項1に次のように加える。

(8) 少花粉コンテナ苗生産者支援事業 (7)	
)	

別表第三治山課の部中14の項を13の項とする。

項

以下にの風において「湛쁻」という。」を加え、同8を同項9とし、同項7中「以入蘇啉」の次に「蝌」を加え、同7を同項8とし、同項6の次に次のように加える。 別表第三監理課の部14の項5中「必媀」を「ጓ媀」に改め、同項9中「函口渠普通番茣幣堪糸囪虧行規則」を「規則」に改め、同9を同項10とし、同項8中「第36号」の次に「。

7 所有者等が不明の場合の措置(第10条の2)
別表第三監理課の部14の項に次のように加える。
11 保管船舶及び売却代金の返還(規則第13条)
別表第三道路整備課の部1の項1(1)及び(2)中
別表第三海湾課の部1の項2中「第45条の2第4項第7号,第22条の3第5項」を「第22条の2第4項第9号,第22条の3第5項,第22条の4第2項」に改める。 別表第三海湾課の部1の項2中「第45条の3」を「第45条の2」に改め、同項35中「第45条の4,第45条の5」を「第45条の3,第45条の4」に改め、同項36中「第49条の2」を
別家食三者下語画語の音:のエミュー () ()
別表第三建築指導課の部8の項1及び6中
○ に改め、同部9の項中「澵191中」の次に「。 宍下にの嵐においべ「窋」という。」を加え、
に次のように加える。
7 宅地造成等に関する工事の協議(第15条第1項,第16条第3項, 〇 第34条第1項,第35条第3項)
8 監督処分(第20条第1項,第2項,第3項,第4項,第39条第 1項,第2項,第3項,第4項)
Q 注の曲点で描今1 / 1 X X Y や計子 X 曲面の なた(おも当もな)

別表第三建築指導課の部10の項を次のように改める。

び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条)

務	191号)の施行に関する事	等規制法(昭和36年法律第	法による改正前の宅地造成	の例によることとされる同	2項の規定によりなお従前	法律第55号)附則第2条第	を改正する法律(令和4年	10 宅地造成等規制法の一部 1	
						2	!		
						監督処分(第14条第1項,第2項,第3項,第4項)		宅地造成に関する工事の協議(第11条,第12条第3項)	
							-		
							-		
						0	-		
							!	\cap	
							<u> </u>		
							-		
							1		
							!		

同24とし、同項中3を削り、 改め、同2③を削り、同2④中「特定建築物等に係み」を削り、「第17糸第1項」を「第15糸第1項」に改め、同④を同2③とし、同2⑤中「第11糸」を「第13糸」に改め、同⑤を 厄際α①中「第12条,第13条」や「第11条,第12条」以お8、厄α②中「特定建築物等に係る指示,措置命令,要請及び協議(第14条,第16条」や「措置命令及び要請(第13条」以 9から13までを一ずつ繰り上げ、同項を同部13の項とし、同部中15の項を14の項とし、16の項から18の項までを一項ずつ繰り上げ、同部19の項1中「瓣8※」を「瓣7※」に改め、 条の2第1項,第4項」を「協議(第35条の2第4項」に改め、同項6中「許可及び協議(第43条第1項,第3項」を「協議(第43条第3項」に改め、同項中7を記り、8を7とし、 2第5項」を「第60条第5項」に改め、 **嵐」に改め、同43中「瓣37米,** 別表第三建築指導課の部中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、 **厄** 〒 4 〇 中 「第34条第 1 項,第36条第 1 項,第39条」や「第29条第 1 項,第31条第 1 項,第34条」 以 お 名、 厄 せ ② 中 「第35条第 3 項 」や「第30条第 3 第38糸」を「第32糸,第33糸」に改め、同4分中「第29糸」を「第28糸」に改め、同4を同項3とし、同項中5及び6を削り、同項7中「第67糸の 同7を同項4とし、 同項を同部18の項とし、 同部中20の項を19の項とし、 同部14の項中「8から11まで」を「7から10まで」に改め、 同部に次の一項を加える。 同項2中「許可及び協議(第35

	20 地球温暖化対策の推進に 1 関する法律の施行に関する 事務
2 項 (<i>∕</i> ⊞
地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意 (第22条の2第4項第8号,第22条の3第5項,第22条の4第2頁)	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意 (第22条の2第4項第7号,第22条の3第5項,第22条の4第2
0	0

別表第三住宅課の項12を削る。

炯則

6の次に次のように加える改正規定及び同項に次のように加える改正規定に限る。)は、令和七年七月一日から施行する。 この規則は、 令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三耕地課の部の改正規定及び同表監理課の部の改正規定 (同部14の項中9を10とし、 8を9とし、7を8とし、

同項

◎岡山県規則第三十二号

山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和七年三月三十一日

木 隆 太

0) ように改正する。 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則(平成二十七年司山県加一岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則 岡山県なぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則 原 (平成二十七年岡山県規則第六十号) \mathcal{O} 一部を次

該当する者にあっては、

第五条第一項中「次に掲げる書類」を「第九条の合格証

前条の免許を受けていることを証する書類)」に改め、

(条例第四条第二項第二号に

この規則は、 **附 則** 令和七年四月 日 カュ ら施行する。

令和七年三月三十一日岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。◎岡山県規則第三十三号

太

の一部を

次のように改正する。岡山県福祉のまちべ この規則は、令和七年六月一日から施行する。 附 則 「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。別表第二の一の部十の項中「第十八条第二項第 「第十八条第二項第六号」を「第十九条第二項第六号」に、

収条例施行規則の 徴 の一部を改正する規則後収条例施行規則及び _ 規則を び 岡 次山 のように定める。 県立高等学校通信 課程入学金及び

び受講料徴収条例共岡山県立学校授業は 収条例施行規則及び開入が開発が の一部を改正する規則 び岡 山県 <u>7</u> 立高等学校通过 信制課程. 入学金及

の一部改正)

(平成二十二年 Щ

知事が別に定める授業料 及び第二号に該当する者を除く。) かかわらず、法第三条第一項に規定する者 知事が別に定める期間 のうち、 法第四条の認定を受け (同条 第二 な 項 者の

号外

五 第一号の規定にかかわらず、第二条第三項に次の一号を加える。 予に係る授業料 知事が別に定める日 かかわらず、第一項第三号に規定する者 0 同号 規定 に

高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則 の一部改正

年岡山県規則第三十三号) 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収 の一部を次のように改正する。 条例施行 鴚 (平成二十二

岡山県公報

第二条第一項を次のように改める。

条例第四条第一項の規定にかかわら \mathcal{O} げ る者 \mathcal{O} 受講 \mathcal{O} 入 は

当該各号に定める期間、

省令第十三号。 係る高等学校等就学支援金の 年法律第十 入学又は転入学の際に高等学校等就学支援金の支給に関する法律 「省令」という。)第三条第三項の規定による通知を受け 「法」という。)第四条の認定を申請した者 支給に関する法律施行規則 -二年文 当 (平成 /部科 申請に 三 十 二

事が別に定める日までの間 び第二号に該当する者を除く。) 法第三条第一項に規定する者(同条第二項第 のうち、 法第四条の認定を受け な

令和7年3月31日

第二条第三項を次のように改める

3 各号に定める日から十五日以内とする。各号に定める日から十五日以内とする。 \mathcal{O} げ る受講

法第四条の認定をされなかった者の第一項第一号 った旨の省令第三条第三項の の規定に 規定による通知を受けた日 よる猶

第一項第二号に規定す 同号の

月 か

号外 令和7年3月31日 岡山県公報

岡山県教育委員会訓令 第一号 岡 山 県 企 業 訓 令 岡 山 Щ 県警察訓令 訓

教企出庁

育 業

部庁局関般

先 中

察

本

岡山県災害対策本部規程 昭 和五十七年 岡岡 岡 岡山県教育委員会訓令 Щ Ш 県 県警察 訓令 企 県 業訓 令 第二号 0) 一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

別表第一中 第八条第一項第一号中「県民生活部県民生活交通班」を「県民生活部県民生活班」に改める。

「県民生活交通班」を「県民生活班」に、 「県民生活交通課長」を「県民生活課長」に、 「県民生活交通課員」を「県民生活課員」に、

畄 岡

山県警察本部長 Щ

工

藤

県

教

育

員

代会一太

岡山県公営企業管理者

県

事

片 伊

山木

誠 隆

に、 「県民生活交通課総括参事」を「県民生活課総括副参事」に改める。

交通政策班

交通政策課長

交通政策課員

6 5 4 3 2

災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関すること。

防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。

県本部事務の総合調整に関すること。

本部会議に関すること。

町村班

市

町村課長

市

町村課員

町村班

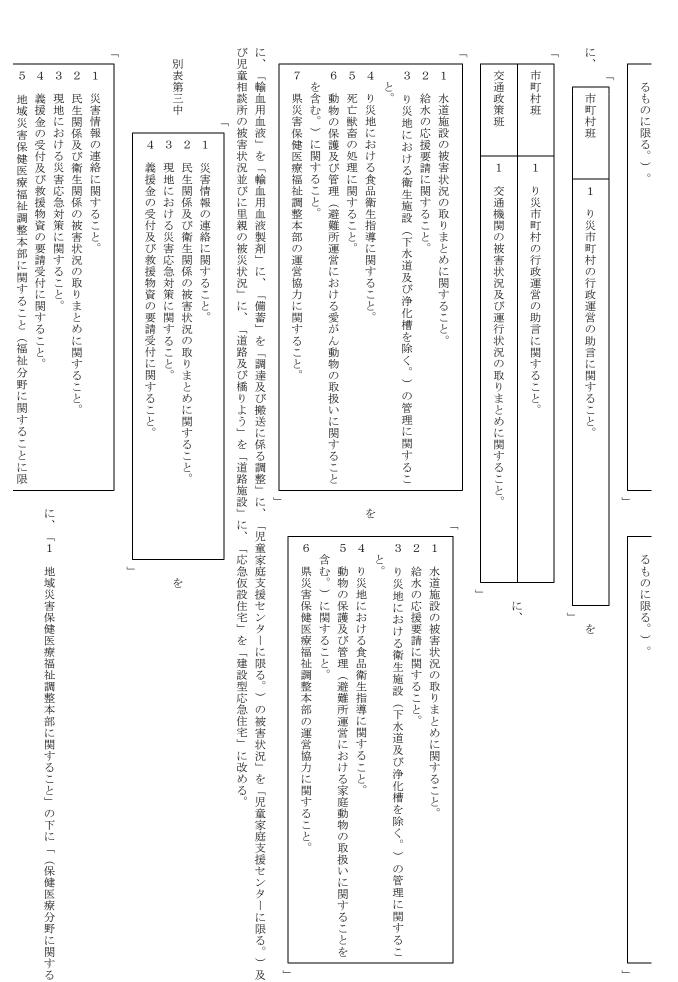
市

町村課長

市町村課員

を

別表第二中 2 5 3 5 3 2 6 4 15 14 13 12 11 10 9 8 6 4 る。 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること、 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関すること。 国への連絡及び被害状況の報告に関すること。 災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。 県本部事務の総合調整に関すること。 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(県民生活部が所管す 関係省庁の視察対応に関すること(県民生活部が所管するものに限る。)。 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関すること。 有料道路の無料化措置に関すること。 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること 災害救助法の適用に関すること。 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること 市町村の応急措置及び応援に関すること。 関係機関の非常招集及び応援に関すること。 現地対策本部及び地方本部に関すること。 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関すること。 防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。 本部会議に関すること。 有料道路の無料化措置に関すること(危機管理部が所管するものに限 14 13 12 11 10 9 8 7 国への連絡及び被害状況の報告に関すること 災害救助法の適用に関すること。 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること。 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること。 市町村の応急措置及び応援に関すること。 関係機関の非常招集及び応援に関すること。 現地対策本部及び地方本部に関すること。 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関すること。 を に、 「県民生活交通班」を「県民生活班」に、 6 5 4 3 2 1 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関すること。 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(県民生活部が所管す 関係省庁の視察対応に関すること(県民生活部が所管するものに限る。)。 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 有料道路の無料化措置に関すること を (県民生活部が所管するものに



この訓令は、令和七年四月一日から施行する。 附 則 ことに限る。) 」を加え、「、死亡獣畜の処理」を削る。

る。)。

◎岡山県告示第百五十号

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆

第6項」に改める。 別表総務部の部総務学事課の項4中「第30糸第1屆」を「第23糸第1屆」に改め、 同項5中「第45糸」を「第108糸第3項」に改め、 同項6及び7中「第64条第5項」を「第152条

別表県民生活部の部市町村課の項の次に次のように加える。 別表県民生活部の部県民生活交通課の項中「洞田住所及協講」を「洞田住所講」に改め、 同項中1を削り、2を1とし、3から6までを一ずつ繰り上げる。

直路運送法(昭和26年法律第183号)第79条,第79条の 自家用有償旅客運送を行う者の登録,有効 30日 6 第 1 項,第79条の 7 第 1 項 期間の更新の登録及び変更登録	6	道 6
道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条,第79条の 自家用有償旅客運送を行う者の登録,有効 30日 6 第 1 項,第79条の 7 第 1 項 期間の更新の登録及び変更登録	道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条,第79条の 自家用有償旅客運送を行う者の登録,有効 30日 6 第 1 項,第79条の 7 第 1 項 期間の更新の登録及び変更登録	道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条,第79条の 自家用有償旅客運送を行う者の登録,有効 80日 6第1項,第79条の7第1項 期間の更新の登録及び変更登録
自家用有償旅客運送を行う者の登録、有効 期間の更新の登録及び変更登録 	自家用有償旅客運送を行う者の登録、有効 期間の更新の登録及び変更登録 - 期間の更新の登録及び変更登録	自家用有償旅客運送を行う者の登録、有効 期間の更新の登録及び変更登録 - 期間の更新の登録及び変更登録
30 П	30日	30日

別表環境文化部の部脱炭素社会推進課の項に次のように加える。

	ω	
第1項	号) 第22条の2第3項, 第22条の3第1項, 第22条の5	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117
	の認定	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更
	120 ⊟	

の3第5項」の次に「, 第22条の4第2項」を加える。 別表環境文化部の部自然環境課の項40中「(お成10年併海第117年)」を削り、 「第22糸の3第5項」の次に「,第22糸の4第2項」を加え、同項41から43までの規定中「第22糸

別表保健医療部の部医薬安全課の項中4を77とし、61から73までを三ずつ繰り下げ、同項60の次に次のように加える。

63	62
難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項	難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項
指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の交付(倉敷市の区域に係るもの)	指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の交付(岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの)
47 E	47日
	7 П
7 H	

別表保健医療部の部医薬安全課の項中60を61とし、5から59までを一ずつ繰り下げ、 同項4の次に次のように加える。

	児童福祉法第19条の22第4項
	小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る 登録者証の交付
_	41日
	7 日

別表農林水産部の部畜産課の項4中「10日」を「8日」に、 「5日」を「7日」に改め、同項18中 15 H を ∞ Ш ~1 Ш

に改め、同項19中

| 15日 | を | 5日 | 5日 | に改める。

同16を同項15とし、 項39中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同29を同項28とし、同項30中「の設定又は移転に係る契約」を「に係る賃貸借又は使用貸借」に改め、同30 別表農林水産部の部農村振興課の項9及び10中「25日」を「60日」に改め、同項中14を削り、15を14とし、同項16中「郷22%の3 郷 5 垣」の次に「,郷22%の4 郷 2 垣」を加え、 同項中17を16とし、 同項18中「鶏17糸の56第4嵐」を「鶏17糸の64鶏4嵐」に改め、同18を同項17とし、同項中19を18とし、20から28までを一ずつ繰り上げ、同

別表農林水産部の部治山課の項3中「第22※の3第5項」の次に「, 第22※の4第2項」を加える。

厄南3日「賃借権又は使用貸借」や「賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託」におめ、

同31を同項30とし、同項中32を削り、

33を31とする。

を同項29とし、

忌患土木語の語戸三黒の頃20中「第22条の2第4項第7号,第22条の3第5項」や「第22条の2第4項第9号,第22条の3第5項,第22条の4第2項」に改める。

別表土木部の部建築指導課の項中9を10とし、 89から91までを十二ずつ繰り下げ、 88 を 98 とし、 同98の次に次のように加える。

100	99
地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号,第22条の3第5項,第22条の4第2項	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号,第22条の3第5項,第22条の4第2項
地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更 の認定に係る同意
30 ⊞	30日
7 H	7 日

別表土木部の部建築指導課の項中87を97とし、 41から86までを十ずつ繰り下げ、同項40の次に次のように加える。

-	14日	土石の堆積に関する工事の変更許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項,第35条第1項	44
·	30日	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変 更許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項,第35条第1項	43
	14 🛭	土石の堆積に関する工事の許可	宅地造成及び特定盛士等規制法第12条第1項,第30条第 1項	42
	30日	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許 可	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項,第30条第1項	41

第 第 第 第 2 2 4 日 2 7 3 7 4 2 7 3 8 6 9 7 3 7 4 2 7 3 8 6 9 7 3 7 9 8 8 9 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	川表出先機関同項74中「戦22 別表出先機関						
法第17条第4項, 第36条第 土法第17条第4項, 第37条第 土法第18条第1項, 第37条第 土法施行規則 (昭和37年建設 長度によりなお従前の例に 現定によりなお従前の例に 1、よることとされる同法に 1、3条第1項 2、5、2、9、5、29、5、29、5、29、5、29、5、29、5、29、5	R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	50	49	48	47	46	45
了検査 上石の堆積に関する工事の確認 上石の堆積に関する工事の確認 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付 合していることを証する書面の交付 宅地造成に関する工事の完了検査 宅地造成に関する工事の完了検査 宅地造成に関する工事の完了検査 (22条の3第5項」の次以「、第22条の2第4 項第11号、第22条の3第5項」の次以「、第22条の4第	14.75元(豊安郎)の頁コ8~20mでかり)、1~8~3.25元(農林水産事業部)の項27から29までの規定中「搬22米の2第4屆第9中,紙22米の3第5屆」を「第22米の2第4屆第8元14月日(地域政策部)の項37中「新22米の2第4屆第8元14月日(地域政策部)の項37中「新22米の2第4屆第8元14月日)	宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第13条第1項	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項	宅地造成及び特定盛士等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条		造成及び特定盛士等規制法第17条第4項,	宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第1項,第36条第 1項
9 12 76 7	計,第22条の3第5項」を「第22条の2第4項第10号,第22条の3第5項,第22条の4第2項」に改め、1項第11号,第22条の3第5項,第22条の4第2項」に改める。 1922条の3第5項」の次に「,第22条の4第2項」を加える。	宅地造成に関する工事の完了検査	宅地造成に関する工事の変更の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適 合していることを証する書面の交付	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中 間検査	土石の堆積に関する工事の確認	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完 了検査
20日	5年10号,第 52項」に改 2項」を加っ	20日	30日	20 ⊞		20日	20日
るめが22 3 か 3 米 9	第22条の3第28の3第28の3。						
20日 7日 20日 7日 7日 20日 8日 7日 7日 8日 7日 8日 7日 8日 7日 8日 8日 7日 8日 7日 8日 8日 8日 7日 8日	§ 5 項,第2:						
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2条の4第2						
「からなか、	2周」に改め						

74中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同74を同項71とし、同項75中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同75を同項72とし、 め、同71を同項88とし、同項72中「第35条第1層」を「第30条第1層」に改め、 項」を「第14条第1項」に改め、 別表出先機関の部県民局(建設部)の項中28から30までを削り、31を28とし、32から68までを三ずつ繰り上げ、 同69を同項66とし、 同項70中「第35糸第1風」を「第30糸第1風」に改め、同70を同項67とし、 同項80中「第11糸」を「第13糸」に改め、同80を同項74とし、同項81中「第29糸」を「第28糸」に改め、同81 同72を同項60とし、同項73中「第38糸第1項」を「第31糸第1項」に改め、同73を同項70とし、同項 同項69中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、 同頃77中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改 同項76中「第36条第1項」を「第 「第15条第1

附則

同121を同項115とし、

同項22中「第3条第1項第2号」の次に「,第3項」を、

同22を同項16とする。

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

教 教 庁

関 所 般

令和七年三月三十一日を次のように改正する。岡山県教育委員会事務決裁規程 (昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第三号) の一部

出

Щ

教

育

委

員

別表第二財務の項に次のように加える。

	の額の決定	別表の2に規定する設備の使用料	例(昭和26年岡山県条例第23号)	2 岡山県立学校施設使用料徴収条	
			<u> </u>		

この訓令は、 **附** 令和七年四月一日から施行する。